

# パートナーズ 会報誌

vol.  
**32**

2022.8

## 残暑お見舞い申し上げます

電帳法では WEB 明細の保存が必要

### インボイス制度下も クレジットカードの領収書等の保存

### 証拠書類のない簿外経費の 損金不算入が厳格化されます

気になるデータ

上司から言われたい・言われて嬉しかった一言は「**ありがとう**」

税理士法人パートナーズ

## おかげさまで20周年



パートナーズ会報誌が Web でも閲覧できるようになりました。左の QR コードを読み取ってアクセスしてください。



## 残暑お見舞い申し上げます

立秋が過ぎ暦のうえでは秋となりましたが、依然、暑い日が続く今日この頃、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

暑いなかでも、マスクを着ける習慣にも慣れて参りましたが、昨今の日本の気候を考えますと、マスクを着けることが暑く息苦しく感じる時があります。周りの環境によってはマスクを外すなど、個人個人でその場に合ったエチケットを心がけたいものです。また、今年の梅雨は例年よりもとても早く明け、各地で水不足が心配されました。しかし、7月中旬以降は雨の日が多く、激しい雷雨に見舞われた地域も散見されました。梅雨と言いましても、しとしとと降り続く雨は昔のこととなってしまいました。8月になるとより暑さが厳しく熱中症の懸念もあります。極端な天候の日が多くなっており、コロナウイルスと同様に個人個人の対策や判断が求められる時世となってしまいました。こちらも気を付けていきたいものです。

さて、早いもので2022年も、残すところあと4ヶ月となりました。弊社税理士法人パートナーズは2022年2月に20周年を迎えることができ、より一層の拠点事務所間の連携を図り、お客様へパートナーズ全体としてご支援ができる体制作りを強化しております。「税理士事務所」と言いましても業務内容が多岐に渡ります。事務所単位でご対応を

させて頂くことが難しい場合もございます。しかし、税理士法人パートナーズ全体では、お客様のご相談について全てご対応ができる体制を構築しております。そうしたお客様のご対応につきまして、インターネットを介してのWEB面談に力を入れております。一般的に「Microsoft Teams」「Google meet」「Zoom」が有名であります。お客様のご要望のツールでも柔軟にご対応をさせて頂いており、今後も強化していきたいと考えております。このWEB面談により、ご相談の対象が中国地方・四国地方にある場合は実際にお会いする前に状況を把握することができるメリットがございます。特に、首都圏や遠方の方で「相談はしたいが移動時間がない」場合にとっても良いツールだと思います。さらに、以前のようにメールなどの「文字のみ」でのやり取りではなく、お互いの顔を見ながらお話ができるため、文字以上に言葉と表情でよりお伝えできることが多いこともメリットと言えます。

最後になりますが、いろいろと気になることが多い昨今ですが、皆様におかれましては、平穏な日々を送られますよう、また、お悩みやご相談に、頼りになるパートナーとなれるよう、日々業務に邁進して参りますので、今後とも何卒、宜しくお願い致します。

税理士法人パートナーズ 社員一同

## いままでも、これからも、“感謝”を忘れずに。

税理士法人パートナーズは、令和4年2月19日をもちまして20周年を迎えました。

これもひとえに多くの皆様からのご支援を頂いたおかげです。

あらためて厚く御礼申し上げます。

皆様に愛される事務所であり続けるために

一日一日を大切に

いままで支えて頂いた全ての方に感謝の気持ちを忘れずに

皆様の本当の意味での“パートナー”となれるよう

より一層の努力をもって業務に邁進して参ります。



# 税理士法人 パートナーズ

■岡山事務所 ■広島事務所 ■福山事務所 ■山陰事務所 ■高松事務所 ■松山事務所 ■徳島事務所 ■高知事務所

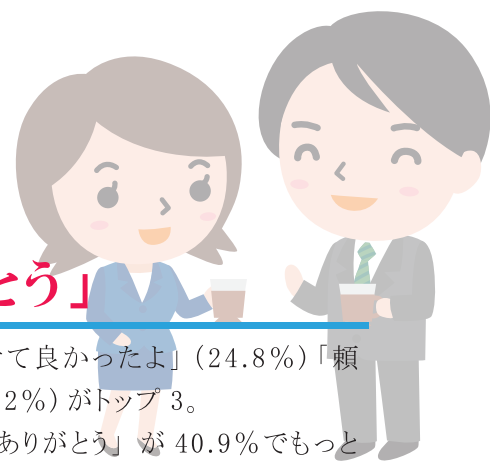
【関連グループ】

社会保険労務士法人パートナーズ 行政書士法人パートナーズ 中谷公認会計士事務所  
株式会社ライフパートナーズ 株式会社 TaxBrain



## 気になるデータ

明治安田生命保険相互会社「上司との関係性に関するアンケート調査」結果  
【調査対象】全国 20代～50代の会社員、公務員、会社経営者、自営業等の社会人  
【調査方法】インターネット調査 [有効回答数] 880人 (男性: 440人、女性: 440人)  
【調査時期】2021年12月15日～2021年12月21日



## 上司から言われたい・言われて嬉しかった一言は「ありがとう」

上司や同僚からの何気ない一言で一喜一憂した経験は誰しもあるのではないのでしょうか。1日の気分や仕事に対するモチベーションなどにも影響する一言。

今回は、“上司から言われたい一言”について、「上司との関係性に関するアンケート調査」の結果から見てみます。

### 「ありがとう」がトップ

20代から50代の社会人を対象に、「上司から言われたい・言われて嬉しかった一言」について尋ねたところ、もっとも多かったのは、「**ありがとう**」で**39.3%**、以下「君に任せて良かったよ」(25.1%)「よく頑張っているね」(22.5%)「失敗したら責任は私がとる」(21.6%)「助かるよ」(20.6%)などが続いています。

### 「よく頑張っているね」は男女差が大きい一言

男女別に見てみると、男性では、「ありがとう」

(37.7%)「君に任せて良かったよ」(24.8%)「頼りにしているよ」(23.2%)がトップ3。

女性は、やはり「ありがとう」が40.9%でもっとも多くなっているが、「よく頑張っているね」が27.3%で2番目に多く、「君に任せて良かったよ」が25.5%で続いています。

女性で2番目に多かった「よく頑張っているね」は男性では17.7%で、その差は9.6ポイントと他の一言に比べて男女差が大きいです。

**女性のほうが日々の頑張りを見て欲しい**という意識が男性よりも強いことがうかがえます。時代や働く環境が変わっても、変わらないのは感謝の一言。部下に対する信頼や日頃の頑張りに対する目配りなど、「上司から言われたい・言われて嬉しかった一言」は、**部下の多くがイメージする“理想の上司”が発する一言**なのかもしれません。

参考：企策実務 2022年5月号

上司から言われたい・言われて嬉しかった一言(複数回答)

「ありがとう」

全体: 39.3% 男性: 37.7% 女性: 40.9%

「よく頑張っているね」

全体: 22.5% 男性: 17.7% 女性: 27.3%

「助かるよ」

全体: 20.6% 男性: 21.4% 女性: 19.8%

「君がいないと困る」

全体: 17.3% 男性: 17.7% 女性: 16.8%

「君が来てくれて良かった」

全体: 14.0% 男性: 12.5% 女性: 15.5%

「困ったら何でも相談して」

全体: 10.1% 男性: 8.0% 女性: 12.3%

「期待しているよ」

全体: 9.1% 男性: 11.6% 女性: 6.6%

「君に任せて良かったよ」

全体: 25.1% 男性: 24.8% 女性: 25.5%

「失敗したら責任は私がとる」

全体: 21.6% 男性: 21.6% 女性: 21.6%

「頼りにしているよ」

全体: 20.1% 男性: 23.2% 女性: 17.0%

「よくやった」

全体: 15.6% 男性: 16.8% 女性: 14.3%

「君の思う通りにやってみて」

全体: 12.6% 男性: 13.6% 女性: 11.6%

「無理だけはするなよ」

全体: 9.3% 男性: 10.7% 女性: 8.0%

「悩んでいることはない？」

全体: 4.0% 男性: 3.0% 女性: 5.0%

2023年10月1日からインボイス制度が始まります

電帳法ではWEB明細の保存が必要

# インボイス制度下も クレジットカードの領収書等の保存

電帳法と消費税の  
仕入税額控除の  
対応に留意!

クレジットカード会社から受け取る利用明細について、WEB上で閲覧等する「WEB明細」を利用するケースも多いと思います。業務用の法人クレジットカード等の場合、電子取引の取引情報としてWEB明細のダウンロード保存が必要です。

しかし、この利用明細の保存だけでは消費税の仕入税額控除を適用することはできません。この点本誌取材によればインボイス制度開始後も同様だという。インボイス制度下では3万円未満の決済分も含め、店舗等の取引相手から受け取る領収書等の保存が必要となることに留意が必要です。

## 電子取引 WEB 明細を受け取る場合は ダウンロード保存

クレジットカードの利用に当たり、クレジットカード会社から利用状況を示した明細をWEB明細として受け取る場合があります。WEB明細を受け取ることで電子帳簿保存法上、電子取引による取引情報の授受があったものとして保存義務が生じます（電帳法7）。

「WEB明細をダウンロードしなければ保存しなくてよいのでは」と考える向きもありますが、WEB明細を受け取ったことによって、電子取引により取引情報の授受がされたことになり、ダウンロードして検索要件等を満たす形で保存が必要になるようです（電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問39）。

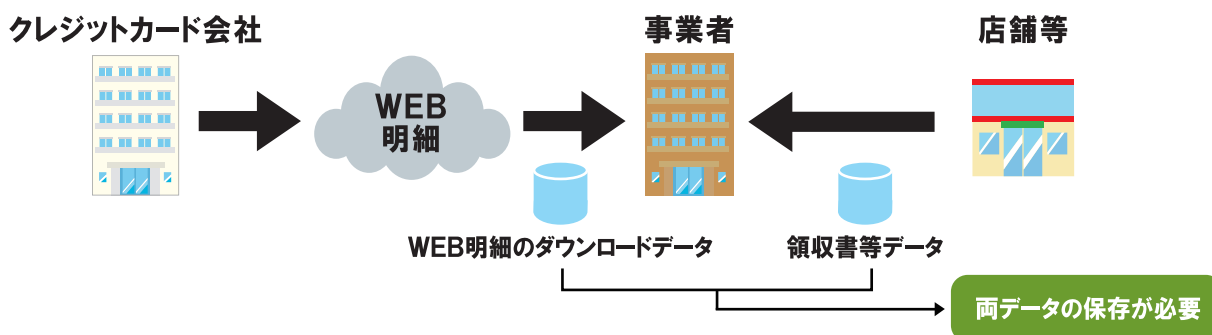
また、クレジットカード会社から受け取るWEB明細とは別に、クレジットカードを利用した実店舗やオンライン店舗等から受け取る領収書等をPDF等の電子データで受け取っている場合には、その領収書等データも保存が必要です（同問4【参考1】）。

なお、併せて紙の領収書等も受け取っている場合は、その紙の書類を正本として保存していれば、電子データを保存する必要はないようです。

## インボイス後もクレジットカード会社の 明細による仕入税額控除は不可

電子帳簿保存法の観点では、クレジットカード会社から受け取るWEB明細の保存が必要となりますが、取引相手である店舗等が交付し

### 【参考1】クレジットカード利用に係る保存データのイメージ（電子帳簿保存法の電子取引）



たものではないため、それだけでは消費税の仕入税額控除を適用できません。現行制度では、3万円未満の決済（取引）であれば帳簿に一定事項を記載し保存することで仕入税額控除を適用できるが、3万円以上の場合は、取引相手である店舗等から受け取る領収書や利用明細等（仕入税額控除の要件を満たす記載があるもの）の保存が必要となっています（質疑応答事例「カード会社からの請求明細書」）。

令和5年10月からのインボイス制度開始後においても、クレジットカード会社が交付する明細は、取引相手である店舗等が交付したものではないため、これまでと同様に、クレジットカード会社の明細を保存するだけでは仕入税額控除を適用できないようです。（さらに言えば、その明細に記載の各取引につき、インボイスとして求められる記載事項をクレジットカード会社側で記載する等の対応は現

実的に困難とのこと）。インボイス制度では、3万円未満の際に一定事項を記載した帳簿のみ保存すれば仕入税額控除を受けられる規定（消令49①一）がなくなり、3万円未満の決済分も含め、取引相手である店舗等からインボイス（簡易インボイスを交付する取引は簡易インボイス）の記載事項を満たす領収書等を受け取り保存する必要があります。

また、現行制度では、領収書等が電子データで交付される場合、一定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除を適用できる（質疑応答事例「インターネットを通じて取引を行った場合の仕入税額控除の適用について」）。しかし、インボイス制度では、その領収書等に係る電子データ（又は電子データを出力した書面）の保存が必要となります（【参考2】）

### 【参考2】電子帳簿保存法と消費税のクレジットカード利用に係る保存データ等のイメージ

制度	種類	時期		
		令和5年 9月以前	令和5年 9月以降 (インボイス制度後)	令和6年 1月以降 (電子取引のデータ 保存完全義務化後)
電子帳簿保存法 (電子取引)	WEB明細 (カード会社発行)	必要 (出力した書面保存でも可)		必要 (出力した書面保存は不可)
	領収書等データ (店舗等発行)			
消費税 (仕入税額控除)	WEB明細・紙の明細 (カード会社発行)	不要		
	領収書等データ (店舗等発行)	不要 (※1)	必要 (※3)	
	紙の領収書等 (店舗等発行)	必要 (3万円未満は不要) (※2)		

(※1) 一定事項を記載した帳簿保存で控除可

(質疑応答事例「インターネットを通じて取引を行った場合の仕入税額控除の適用について」)

(※2) 3万円未満は一定事項を記載した帳簿保存で控除可

(※3) インボイスの記載事項を満たす電子データ（又は電子データを出力した書面）と紙のいずれかを保存

# 証拠書類のない簿外経費の 損金不算入が厳格化されます

令和4年度税制改正により、悪質な納税者への措置として、領収書などの証拠書類のない簿外経費の損金不算入が厳格化されました。ここでは、法改正の背景と税務調査に及ぼす影響を考えます。

令和4年度の税制改正において、「納税環境整備」およびそれに関連する納税の適正化に関する措置が規定されました。今回の税制改正で示された「納税環境整備」は、納税の適正化を図る、とりわけ「納税条件の厳格化」による課税強化に主眼が置かれているようです。

その項目には

- ①証拠書類のない簿外経費の損金不算入の厳格化
- ②相続税に係る死亡届の情報等の通知の見直し
- ③帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備
- ④税理士に対する懲戒処分の拡大など税理士制度の見直しがあります。

今回は、なかでも実務への影響が大きい「①証拠書類のない簿外経費の損金不算入の厳格化」について、改正の経緯や実務上の留意点をみていきたいと思います。

「証拠書類のない簿外経費」とは、金額や取引内容、日付等を示す領収書などの証拠書類がなく、帳簿上も計上されていない経費です。税務調査における悪質な納税者に対応するための措置として、そうした帳簿書類等を保存していない経費の損金不算入の厳格化が図られました。

## 簿外経費の損金不算入の概要

今回改正された簿外経費の損金不算入の厳格化は、損金の支出を裏付ける帳簿書類がなかったり、あるいは納税者が保存した帳簿等を提示しなければ、収入から原価や販売および一般管理費等相当額が所得と認定されるのですから、とてもインパクトが大きいといえます。

改正規定は、所得税法45条および法人税法55条に、それぞれ追加の項として盛り込まれています。

以上を踏まえて、所得税と法人税の改正規定について、その概要と留意点をまとめておきます。

## (1) 所得税の改正概要と留意点

今回の改正で、所得税法45条（家事関連費等の必要経費不算入等）の項建てを並べ替え、第3項を新たに加えることになりました。

所得税法45条には、経費不算入となるものとして、家事上の経費、所得税額、各種加算税、罰金および過料などが挙げられています。しかし、これらはもともと経費性のない支出です。

隠蔽仮装行為による経済的取引について、所得税法45条で必要経費性を否定することは、必要経費を規定する所得税法37条の所得計算の根本的な考え方を、立法により、あっさり否定することにつながります。これは税務調査などの執行面に関わるだけに、その影響が危惧されます。

なお、令和4年1月1日から雑所得については、収入金額が300万円を超える業務を行なう場合に帳簿等の作成・保存義務が課されました（所得税法232条2項）。隠蔽仮装行為の場合の必要経費不算入の規定は令和5年1月に施行されますので、帳簿等の作成義務とは、施行において1年のギャップが生じます

## (2) 法人税の改正概要と留意点

今回の改正で、法人税法55条（不正行為等に係る費用等）の項建てを並べ替え、第3項をたに加えることになりました。

法人税法55条には、不正行為等に係る費用等として、法人税を不当に減少させる行為における費用や損失、罰金や加算税等の制裁的な費用、賄賂や脱税経費など刑法に抵触するような費用が挙げられています。

立法の経緯とその問題点は、前述したとおりです。隠蔽仮装行為による経済的取引について、法人税法55条により損金性を否定すると、法人税法22条によ

る所得計算の根本的な考え方を、立法により、あっさり否定することにつながります。  
税務調査などの執行面における危惧があることも、所得税と同様です。

#### 証拠書類保存の原則とは

仮装隠蔽行為に基づいた確定申告書、または確定申告書の提出がなかった場合に、その必要経費または損金は否認されることとなりますが、例外として青色申告法人の帳簿書類または帳簿等の保全・備付けを満たした場合には、その取引記録について、必要経費性または損金性が認められています。

つまり、仮装隠蔽行為の判断における許容範囲のターゲットは、青色申告の要件を満たす帳簿書類といえます。仮装隠蔽行為があったとしても、青色申告の要件を満たす帳簿書類を作成・保存しておけば、売上原価等や販売費および一般管理費等の費用を必要経費あるいは損金に算入できます。

これは、提出された申告内容に仮装隠蔽（と疑われるもの）があったとしても、課税庁が質問検査権を行使して、納税者から適正な帳簿が提示されれば、所得税法45条3項あるいは法人税法55条3項が適用されないということを意味していると考えます。

もともと青色申告とは、正規の簿記の原則、とりわけ複式簿記に基づいた真正の事実を会計のルールに基づいて適正に記録保存することをいいます。その拠り所となるのが「企業会計原則」です。

中小企業向けには、「中小企業の会計に関する指針」あるいは「中小企業の会計に関する基本要領」が用意されているので、それに則って記録・保存することが大事です。

具体的には、その存する資産、負債および資本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従って、整然かつ明瞭に記録し、貸借対照表および損益計算書を作成します。

必要な法定帳簿書類として、仕訳帳および総勘定元帳を整備し、決算日から7年間は所定の場所に所定の帳簿、棚卸表その他決算に必要な書類、請求書や領収書などの証票書類を保存しておく必要があります。

#### 今後の留意点

令和4年度税制改正により成立した証拠書類のない簿外経費の損金不算入の厳格化措置は、国税の調査において、悪質な納税者が、推計課税をされた後に、適正な取引に基づく原価・経費等を示して必要経費性や損金性を主張する余地を断った改正といえます。  
ただし、その回避規定として青色申告の帳簿等の整備があり適正な質問検査権に答えられれば、この規定は発動されないこととなります。

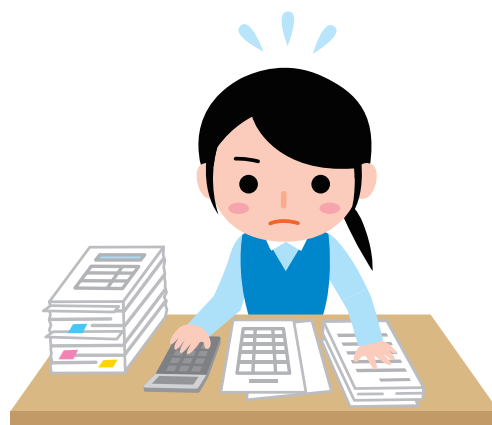
所得税法45条3項および法人税法55条3項に規定された隠蔽仮装行為についての解釈が、重加算税の実務で積み上げられてきた解釈と軌を一にするかどうかは、今後の運用によります。

また、「災害その他やむをえない事情」の射程範囲がどこまでなのか（実務では、社員の瑕疵による紛失、盗難などの理由が出てくると思います）も気になるところです。

さらに、もし、この規定を盾に「証拠がなければ否認」「調査に協力しなければ否認」などの威圧的な調査がなされれば、国税と納税者との信頼関係へ影響を及ぼすことも危惧されるところです。

所得税法45条の改正は、令和5年分以後の所得税について適用され、法人税法55条の改正は、令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されません。

さらに紙幅の都合で詳細は述べられませんが、帳簿等の不提示あるいは記載不十分な場合には、仮装隠蔽行為の有無にかかわらず過少申告加算税および無申告加算税が加重されているので要注意です（令和6年1月1日施工）。



法人関連の税務情報をお送りします

# パートナーズ会員

税理士法人パートナーズでは、法人向けの会員を募っています。ご入会の方へパートナーズから会報誌や税制改正などの情報をご提供。また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



## 特典①

### 会報誌の発行

法人向けの税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそ伝えがける情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

## 特典②

### 無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

## 特典③

### 税制改正・判例事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索

## 税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL 086-246-4446  
広島事務所 〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL 082-962-8885  
福山事務所 〒721-0974 広島県福山市東深津町4-7-15 ブラッツ岩原101号 TEL 084-925-6150  
山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉2-7-14 TEL 0859-21-5169  
高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル5F TEL 070-3794-3111  
松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末1-5-12 松末テナントビル3F TEL 089-948-9441  
徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-87 尾野ビル2階 TEL 088-655-6554  
高知事務所 〒780-0928 高知県高知市越前町2丁目7番2号フレンズビル4F TEL 088-802-5344